

- 1 事業者は、申立人からの（本件）連絡会への参加要望に対して、結果的には参加を認めてはいるものの、その過程において、障害を理由とする不当な差別的取扱いであると受け取られる対応があったことに対して、改めて、ここに、申立人への謝罪の意を表明する。
- 2 申立人は、別紙に記載したホームページ上の記述を削除する。なお、あっせんが成立したことを理由に該当の記述を削除した旨、記載することは妨げない。
- 3 事業者は、潜在的な障害者への偏見を是正するため、障害及び障害者に対する理解をいっそう促進することを目的に、職員研修を令和 2 年度中に行うものとする。当該研修では、弁護士会に障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律および東京都障害者への理解促進及び差別の解消の推進に関する条例についての知見を有する講師の派遣を依頼し、派遣講師の指導の下で、当該条約、法及び条例の理解を深める等に取り組むほか、申立人にも参加・発言の機会を与えるものとする。

以上